

意見等募集の結果について

案 件	茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）＜素案＞について
結果の公表場所	市ホームページ、こども政策課（市役所南館3階）、 情報ルーム（市役所南館1階）
意見募集期間	平成27年2月6日から2月27日まで
意見提出件数	261 人 175 件 (うち対象外 14件)
意見募集時 公表資料	茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）＜素案＞
結果公表日	平成27年3月〇〇日
担当課	こども育成部 こども政策課 政策係 電 話：072-620-1625 F A X：072-622-8722 Eメール：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

提出された意見等及び市の考え方

◇計画全般について

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
1	－	概要版を作成、市内公共施設に配布されたい。	概要版については作成する予定となっています。配布については、今後、検討します。
2	－	デザインを工夫し、ポイントをわかりやすく説明されたい。	印刷製本時にデザインやレイアウトを調整し、わかりやすくなるよう工夫をします。

◇第1章 計画策定にあたって／第2節 計画の性格

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
3	4	第5次総合計画実施計画との整合性について、丁寧に説明されたい。	第3期計画は、「第5次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本構想で目指す6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となりますので、第5次総合計画実施計画と整合を図る必要があり、実施計画に記載している関係する事業は、第3期計画の4つのステージ等に位置づいています。

◇第2章 計画の構想／第2節 施策展開についての考え方

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
4	7～11	行動計画(第3期)の特徴を、丹念に説明されたい。	これまでの前期・後期計画では、「基本目標」「主要課題」「施策の方向」の階層で施策の体系としていましたが、第3期計画では、「妊娠・出産期」「就学前期」「小・中学校期」「青年期」の4つのステージにおいて、必要な支援を切れ目なく、また、「社会的な支援が必要な子ども・家庭」や「ワーク・ライフ・バランス」の視点が全てのステージから抜け落ちることがないように、きめ細かく行う視点に立ちながら施策を位置づけています。
5	7	「子どもの最善の利益」という視点は、児童憲章、児童権利宣言から考えても、茨木市の計画素案の視点は、大人からの視点であり、何とでも都合がつけられる視点であると思います。 例えば、国が子育て施策に出す財源がない、茨木市に子育てに回す財源がない、あるいは縮小する、となった場合、「子どもに最善の利益」は財政のその範囲内になる代物といえます。考え方の基本にならないものです。 子どもへの基本的な視点は、児童憲章、児童権利宣言等が示す普遍的な指針にするべきです。素案に流れている社会保障の考え方は、戦後、民主主義の発展の中で培われてきた理念が、消されようとしていることに危惧を持ちます。地方自治が住民のためにあることから自治体を守り、発展させるために茨木市は方向を出してほしいと思います。	児童憲章における「すべての児童の幸福をはかる」ことや児童権利宣言における「児童に対し、最善のものを与える義務を負う」ことが、即ち、「子どもの最善の利益」を図ることであると考え、第2章第2節の表記については現状のままとします。 また、施策の実施には、財源確保の問題が伴いますが、様々な知恵と工夫を凝らして、「子どもの最善の利益」の実現を目指します。

提出された意見等及び市の考え方

◇第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の総括／第1節 基本目標ごとの取組状況と課題

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
6	15	<p><1(2)①家庭教育支援の充実> 「親学習」の機会をもっと増やして欲しい。 支援総合センターで実施されている講座の内容は、少し年齢が高いお子さんに設定されている気がしましたし、何歳頃が対象なのかも良くわかりませんでした。 相談窓口も、初めての子育てだと「何が問題なのか」がわからないので、何を相談してよいかかわからず、活用できずにいました。 一方、あるひろばで隔週行われていた「親学習」は、大変勉強になり、かつ不安を払拭できる機会を与えていただきました。 利用しやすい「ひろば」等で、月齢に応じた細やかな「学ぶ機会」があれば、母親の抱える漠然とした不安の解消になるのではないかなと考えます。 専門家の方を呼んで、等、学習・相談できる機会・環境が増えると大変有り難いです。</p>	<p>講座の内容は、講座受講者の方からアンケート調査を行い、どんな講座を受けたいかといった意見を参考に実施しています。3か月からの子どもさんをもつ保護者を対象にした講座も開催しています。 来年度も子育て支援総合センター内で各種専門家を招いた講座を24回開催予定です。 講座によっては、対象年齢を1歳以上など限定している講座もあります。 つどいの広場等でも、月齢に応じた講座等をできるだけ多く実施していただけるよう協力を依頼したいと考えています。</p>
7	20	<p><4(1)①妊産婦・子どもの健康の保持・増進> 子どもたちの健やかな出生、またその成長及びその親、妊産婦等の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策及び親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す施策が重要です。</p>	<p>母子健康手帳交付時に保健師が全ての妊婦に面接し、家族に喫煙者がいる場合、受動喫煙の説明や禁煙外来を紹介しています。 また、乳幼児健康診査においても同様に対応しています。</p>
8	24	<p><5(2)①各種支援制度の充実> 子どもの貧困、非正規労働者の増大は、国の経済政策として国民の格差を広げ、国や、自治体の将来不安を呼び起こす原因にもなると思います。どの子にも健やかな成長発達を保障するのが為政者の基本であるかと思いますが、現実はそうなっていません。後期計画総括で、子どもの医療費助成制度についてふれることが必要と思います。 子どもの健康が親の貧富の差により左右されることがあってはいけません。子どもは未来を作る大切な社会の一員で、だれもが可能性を持っている子どもたちです。子ども医療費助成制度で茨木市はどのようにしてきたか、また、これからどうするのか。子どもの視点に立って方向を出してもらいたい。</p>	<p>茨木市では、従来、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、こども医療費助成制度の拡充に努めてきました。第3章5(2)でも触れているとおり、今後もこども医療費助成に限らず各制度の周知を図るとともに、国・府に対し、経済的な支援制度の充実を働きかけるなど、子育て家庭の経済的負担の軽減への取り組みを一層推進していく必要があると考えています。</p>

提出された意見等及び市の考え方

◇第4章 施策の展開／第2節 ライフステージごとの施策(事業)

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
9	35	<p><事業No.1112 産前・産後ホームヘルパー派遣> 「産前・産後ホームヘルパー」の派遣回数を増やしてほしい。 親のサポートが受けられない状況下だと、どうしても母親の家事労働量が大きくなります。かといって民間のヘルパー利用料金は非常に高額であり、利用しにくいのが現実です。せめて「産後1ヵ月」はもっと利用させていただきたいと強く感じました。料金についても非常に安価で助かりましたが、民間会社の料金を勘案しても、回数に応じて高額にするなどの柔軟な設定内容でも良いのではないのでしょうか。</p>	産前産後に体調不良のため家事や育児が困難な家庭などにホームヘルパーを派遣しており、派遣期間や回数、派遣を行える事業所の拡充など、より利用しやすいよう検討します。
10	36	<p><事業No.1202 乳幼児健診における育児支援強化> 現在、1歳8か月、3歳6か月児の健康診断が行われていますが、小学校に就学する子どもたちの中に支援が必要な子どもたちが増え続けています。公的な健診として、就学前(5歳児健診)を行い、小学校・中学校と継続して支援していくようにしてください。</p>	母子保健法12条に基づく乳幼児健診を実施しています。支援が必要な子どもについては、関係課と連携して保・幼・小と切れ目のない継続した支援につなげています。
11	36	<p><事業No.1206 小児救急医療体制の確保> 高槻島本夜間休日応急診療所の小児科の共同運営だけでなく、どの子どもすぐに対応できるように茨木市独自の対応策を計画してください。</p>	
12	36	<p>小児科が手軽に受診できない。ましてや夜間診療がないなんて考えられません。子どもの病状は急変することもあり、すぐに診ていただき、病状の措置が大事だと考えます。茨木市に市民病院が終日診療できる病院を設けて下さい。</p>	
13	36	<p>小児医療救急、茨木に戻してもらいたいです。救急で行っているのに、すぐに診てもらえず本当に困りました。</p>	全国的な小児科医不足のなか、本市の急病診療所においても小児科医が不足しているという課題解決のため、3市1町が関係機関と協議し、安定的で安全・安心な小児初期救急医療が提供できるよう高槻島本夜間休日応急診療所において平成25年度から広域化を行い、平成26年度から本市の急病診療所の小児科を廃止したものです。距離が遠くなり、ご不便をおかけしますが、高槻島本夜間休日応急診療所への集中投資による検査機器など設備の充実や診療体制の拡充を行っていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
14	36	<p>小児医療救急、共同運営になったもののアルバイトの医療関係の方で対応が希薄です。もう少し夜間救急対応を考えてください！！</p>	
15	36	<p>小児医療センターの茨木市独自の運営を復活してください。</p>	
16	36	<p>子育てにおいて、救急医療を茨木で受けられることは、何より大切なことです。小さな命を守るために茨木での救急医療体制の確保をしてください。</p>	
17	36	<p>乳児・幼児は病気や夜間急に容態が変わることがあるので、茨木市にも1か所は小児救急医療に対応できる病院があって欲しいです。</p>	
18	36	<p>夜間や休日に体調が悪くても車がないと連れて行けず、救急車を使うことになってしまいます。茨木に1か所でも少ないくらい。拡充してください。</p>	

提出された意見等及び市の考え方

19	36	小児科医減少はあっても、市として子どもの命を守る責任があります。市独自で対応を考えてください。	
20	36	茨木市の医療センターの夜間小児科、ぜひ復活させてください。休日、夜間、遠い高槻まで連れて行っても、いつも混んでいます。	
21	36	休日応急診療所が遠く、しかも混雑していると本当にしんどかったり、はやく診察してもらいたいときにこまってしまう。どうかしてください。	
22	36	子どもの急病はとても不安で対応も大変です。茨木市独自で考えるべき内容だと思っています。	
23	36	茨木市でも小児の夜間休日急診ができるできるようにしてください。	
24	36	茨木市で救急診療の小児科を行ってください。	
25	36	茨木に小児医療救急施設を再開してください。休日の夜に高槻まで連れて行っても、しんどのいに3時間待ちでした。子どもは急変しやすいので茨木でも対応をもっと深刻に考えてください。	
26	36	救急施設を茨木にどうしてもほしい。	
27	36	茨木市に夜間休日応急診療所を作ってほしい。	
28	37	<事業No.1214 心理判定員による巡回指導・面談相談> 心理判定員を増やして認可外にも巡回・相談できるようにしてください。	現在のところ、認可外保育施設を巡回する予定はありません。
29	38	<事業No.1217 認定こども園の普及> 認定こども園をことさらに推進する施策を行わないでほしい。 現在の幼稚園、認可保育園は、立派な役割を果たし、4月以降も同様に子どもの育ちを直接行う重要な施設です。計画で認定こども園に限った建設である必要はありません。認可幼稚園・保育園が教育と保育・擁護を一体的に行う実績を有し、これを伸ばし発展することを計画に入れるべきです。	認定こども園は、保護者の就労状況にかかわらず、子どもたちが幼児期の学校教育、保育を一体的に享受できる、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設であるとともに、喫緊の課題である待機児童の解消や地域子育て支援の充実に資する施設であることから、今後、本市におきましては、認定こども園の普及に努めます。 新制度については、利用者が多様な施設の中から、保育ニーズに合った施設を選択できる仕組みとなっていますので、きめ細かな施設整備に努めます。
30	38	<事業No.1217 認定こども園の普及> こども園の教育内容の充実を図っていただきたい。 「こども園」の設立目的のひとつに、「就学前のこどもに対する幼児教育の充実を図る」ことがありますが、現状幼稚園型の「こども園」がなく、教育内容についても移行期間が長いこともあり、「こども園」に十分な幼児教育を期待できない感があります。かといって3歳から幼稚園に通わせる場合、延長保育期間の問題から、就労しながらは実質難しい現実があります。 就労していても、こどもに十分な教育を受けさせたいと、どの親も思っています。「こども園」について、枠組みだけでなく教育内容の充実についても何とぞお願いします。	認定こども園の教育は、幼稚園教育要領と整合性を図った、認定こども園教育要領に基づいていますので、就学前教育として適切かつ、充実した教育が提供されるものと考えています。
31	40	<事業No.1234 地域子育て支援拠点の整備> 中央ブロック・養精中学校区にももちろん子育て支援拠点事業は設置されていますが、立地として子育て支援総合センターの中にあり、どちらかというと全市的な対応、機能としても全市的という位置づけが大きいのではないかと感じています。 「地域子育て支援拠点事業要綱」にあるように、全ての市民に同じ支援を行うためにも、ぜひとも養精中学校区内に地域に根差した地域住民のための子育て支援拠点の設置をお願いします。	ご意見のとおり、子育て支援総合センターは中央部だけでなく、全市的な子育て支援の基幹的役割を担っており、特定の地域だけに限定した行政サービスではありません。地域子育て支援拠点施設は、今後は市内で分けられた5ブロック単位での設置計画を基本とし、養精中学校区を含む中央ブロック内の配置については今後研究していきます。

提出された意見等及び市の考え方

32	40	<p><事業No.1234 地域子育て支援拠点の整備> 子育て支援センターの日曜開所を実現してください。</p>	<p>現在は月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで開所しており、日曜日の開所については、今後研究していきます。</p>
33	40	<p><事業No.1234 地域子育て支援拠点の整備> 「つどいの広場」の利用時間帯を延ばして欲しい。 ほとんどの「つどいの広場」が午後4時までの開所となっていますが、だいたいのお子さんがお昼寝～おやつ時間を過ぎると午後3時頃になるため、「午後を利用したくても出来ない」といった意見をよく聞きました。毎日だけでなく、週1回は、午後5時までの日があるなどして頂ければ、午後の「つどいの広場」が大変利用しやすくなります。(中央は毎日午後5時まで開所しているので、よく利用していました。有り難かったです。)</p>	<p>つどいの広場の開所時間は1日5時間以上を原則としています。どの時間帯を開所にするかについては、スタッフ配置等の問題があるため、実施団体により異なります。いただいたご意見はつどいの広場実施団体へお伝えし、できる範囲で対応していただくよう努めます。</p>
34	40	<p><事業No.1240 病児・病後児保育> 病児保育の充実を図っていただきたい。 来年度から職場復帰するにあたり、一番の問題が「病気になる場合の対応」でした。ファミサポの規定には「病気はNG」とありますし、市の設備も少なく、実質利用出来ないと考えています。 結局民間のシッターを利用する予定ですが、より安心して利用できる市の設備・環境の充実をお願いします。</p>	<p>病児保育については、保育ニーズを踏まえ、施設の整備に努めます。 また、手続きに関しては、お預かりする子どもの安全性の確保のため、現在の手続きとなっていますが、利用者の利便性を図れるような方策を検討します。</p>
35	41	<p><事業No.1242 こども医療費の助成> 茨木市も医療費の負担をお願いします。</p>	<p>現在、小学校6年生までの子どもの医療費の一部を助成しています。平成27年10月から、0～2歳の所得制限を撤廃します。</p>
36	42	<p><事業No.1252 保育所・幼稚園の地域開放> 毎週のようにたくさんの方々が保育園に通ってこられます。子育て不安の方、つながりを求めておられる方、いろいろです。保育園が、保育園の役割としてだけでなく、地域の子育てセンターとして役割が果たせるように保育士さんの配置の助成をしてください。 □</p>	<p>これまで、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、私立保育所に対し相談、指導、助言を行う保育士の配置に対する補助金を交付しています。</p>
37	43	<p><事業No.1260 公園等の整備及び維持補修> 公園遊具の充実。 乳幼児用ブランコ等、小さな子が安全に遊べる公園整備。</p>	<p>新設や改良等、公園を整備するときには検討します。</p>
38	47	<p><事業No.1314 防煙教育> 乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告されています。保育園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくありません。家庭での対策や、啓発はもちろん重要ですが、その知識の普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや、啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。</p>	<p>小中学校の児童・生徒に対して、「健康いばらき21」に基づく防煙教育を保健師を中心に実施しています。その際、保護者向けのリーフレットや禁煙治療のできる医療機関一覧を配布し、禁煙の働きかけをしています。また、学校が活用できる教育媒体等の貸出や成人祭での啓発等も行っています。</p>
39	49	<p><事業No.1335 地域における子どもの居場所づくり> 「境遇」とは少し異なりますが、祖母・祖父が近くにはいない家庭が多い中、高齢者の方との交流の機会がもっと欲しかったです。子どもにも、母親にも、良い影響を与えたいと思います。</p>	<p>子どもと高齢者との交流の機会については、「つどいの広場」や老人クラブ等が運営主体となっている「いきいき交流広場」などで取り組まれています。また、平成27年4月から、「多世代交流センター」の事業として、幼児から中学生までを対象に、地域の高齢者が講師となり、世代間交流を図る「ふれあい体験学習」を実施します。</p>
40	49	<p><事業No.1335 地域における子どもの居場所づくり> 学年が上がってくると、学童では物足りなくなる子もいると思います。どのような場合も子ども達が安心して過ごせるような施設があればいいと思います。 どの自治体よりも茨木市が率先して、子育て事業の充実を図ってくれるよう期待しています。</p>	<p>既存施設を有効活用しながら、子ども達の安全・安心な居場所などについて検討します。</p>
41	50	<p><事業No.1336 学童保育室の運営> 児童にとって良質な環境を提供することを大原則として、場所の確保を進めてください。</p>	<p>茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例に基づき、学童保育室設備の向上を図るとともに、教育委員会と連携を図り、場所の確保に努めます。</p>

提出された意見等及び市の考え方

42	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 年度途中の申し込みでも待機児童とならないよう、保育室を増やす計画を立ててください。	教育委員会と連携を図り、弾力的な場所の確保に努めます。
43	50	希望者が全員入室できるよう(年度途中の申し込みも)にして下さい。	
44	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 2015年3月末で学童が終了してしまう現在小学3年生の子を持つ母です。 4月以降の新制度について何も説明・通達がなく不安です。 放課後の子どもの過ごし方について、家庭でも具体的な対策を計画できません。 仕事を続けられるか、長期休み時の対応・予算をどれも明確にできず困っています。 春・夏・冬休みの対策だけでも早急に予定を決め、お知らせいただきたいです。	子ども・子育て支援新制度については、平成26年9月と11月にこども政策課が説明会を実施し、市のホームページで紹介するとともに9月の広報誌でも特集を掲載しています。 また、4年生以降の児童の受け入れについては、年次計画を進めております学童保育室の分割整備を優先し、分割整備後に検討します。
45	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 育休中でも保育が受けられるようになって欲しい。 育休が終わって途中からだ子どもの負担も大きい。	学童保育事業は、放課後、保護者の監護に欠ける児童を対象に実施していることから、育児休業を取得している期間は学童保育室の利用はできないと考えています。
46	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 指導員の方はやはり経験がとても重要だと思います。 多くの子どもがいると安全面が大切になりますが、経験不足だと安全を守るのは大変になります。	新規採用職員向けの研修を実施するとともに、経験豊富な職員と補い合えるよう職員の配置については配慮し、安全・安心な学童保育の運営に努めます。
47	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 待機児童を減らすためにパーテーションで部屋を区切るのではなく、部屋の増設を求めます。	学童保育室内設備の分割については、床をカーペットフロアに改修するとともに、学童保育室内の備品を入れ替え、空間を有効に活用できるようにするとともに、教育委員会との連携を図り、教室の確保に努めます。
48	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 指導員の先生の質の向上と子どもの発達を保障して下さい。	今後とも指導員の知識・技能の向上、専門性を高めるための研修の充実に努めます。
49	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 全ての子が落ち着いて過ごせる空間を確保し、それに見合う人数の指導員を配置して下さい。	教育委員会と連携を図り、場所の確保に努めるとともに、児童数による指導員配置に加え、学童保育室の実情や支援を必要とする児童に対応するための配置も引き続き行います。
50	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 分割教室は各校統一運営(統一した保育)を要望します。	学童保育室での主な過ごし方については、指導員間の連携を密にすることにより、統一的な保育の実施に努めます。
51	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 分割教室はやめてほしいです。同じ小学校の友達があ別れて過ごすことを子どもに説明できません。	子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、より安全で安心な学童保育運営を実施し、学童保育の質の向上を目指すため、集団規模の小規模化に取り組む必要があります。そのため、大規模な学童保育室については分割運営を進めていきます。ただし、クラス合同の活動を取り入れるなどし、クラス間で交流を図るよう工夫していきます。
52	50	＜事業No.1336 学童保育室の運営＞ 茨木市内すべての小学校で学童保育をしてください。	未設置の学童保育室については、今後、整備していくのか研究します。

提出された意見等及び市の考え方

53	50	<p><事業No.1336 学童保育室の運営> 「豊かな放課後を」と働く保護者たちが力を合わせて茨木の学童保育をつくってきました。保護者が安心して働き続け、子どもたちが集団の中で仲間との関係を築く学童保育を発展させて下さい。</p>	<p>保護者が安心して働き続けられるよう、また子どもたちが集団生活において仲間との関係を構築できるような学童保育運営が行えるよう、茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、学童保育室の設備及び運営の向上を図ります。</p>
54	50	<p>本年度より学童保育が時間延長になり、一先ず助かります。 今後はさらに保育内容の充実、対象学年の拡大、指導員の教育・充実・安定を希望します。</p>	
55	50	<p><事業No.1336 学童保育室の運営> 学童保育が条例化され、複数教室化や延長保育時間に変更される中、利用者数も増加している実態を考えると、学童保育は公的事業としてしっかりと実施してほしい。</p>	<p>本市の学童保育は、最も安全で安心な小学校の敷地内で実施していることから、引き続き事業の充実に努めます。</p>
56	50	<p><事業No.1336 学童保育室の運営> 学童の子どもたちは、支援が必要な要配慮児童が年々増えています。家庭的にも支援が必要な児童も益々増えています。 一般の子どもとの一体化の保育となると、支障が出るが多々出てくるので、それぞれに役割が果たせるようにしてください。</p>	<p>支援(配慮)を必要とする児童に適切に対応できるよう専門性の高い研修を充実させ、指導員の質の向上を図り、対応します。</p>
57	50	<p><事業No.1336 学童保育室の運営> 「同居祖父母70歳以上」という項目をとり払ってください。それぞれの家庭で事情があります。</p>	<p>公平な入室審査基準の確保においては、同居家族の状況についても明らかにしていただく必要があると考えています。</p>
58	50	<p><事業No.1336 学童保育室の運営> 学童保育は、子ども達が落ち着いて生活できるような空間・環境づくりへの配慮をお願いします。</p>	<p>保護者が安心して働き続けられるよう、茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、学童保育の設備の向上を図ります。</p>

提出された意見等及び市の考え方

◇第4章 施策の展開／第3節 社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
59	57	<p><事業No.2203 児童発達支援センター(あけぼの学園)の運営> 支援のいる子ども、療育のいる子どもが増える中で、あけぼの学園のような施設を5地域に1施設ずつ計画してください。せめて、JRと阪急の2地域に確保して行ってください。</p>	<p>あけぼの学園の他にも、茨木市内には市立のばら親子教室やすくすく教室、また多くの民間の児童発達支援事業所があり、療育が必要な子どもたちが療育を受けています。</p>
60	57	<p><事業No.2203 児童発達支援センター(あけぼの学園)の運営> 支援を必要とする子どもたちの中のほとんどが保育と療育の両方を必要としています。高槻・吹田などに療育に行っている子どもたちも多く、療育を希望してもすぐに受けることができないのが現状です。茨木市で安心して療育が受けられることで、保護者も子育てに対して不安が減ると思います。阪急沿線地域に児童発達支援センターの開設をしてください。 <input type="checkbox"/></p>	<p>保育と療育の両方の支援が必要な子どもが多くいることは認識しています。 あけぼの学園では実施していませんが、ばら親子教室や民間の児童発達支援事業所では、保育所や幼稚園に通う子どもの療育を実施しています。</p>

提出された意見等及び市の考え方

◇第5章 子ども・子育て支援事業の推進／第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
61	72	<p>【支給認定ごとの対象年齢・家庭類型、利用該当施設・事業等】 家庭類型の「共働き家庭等」のところを「共働き家庭で養護と教育の一体的保育を希望する家庭等」に修正してください。 前段の「共働き家庭で学校教育の希望が強い家庭」との対比において、「学校教育を望まない保育」と理解されるのではないのでしょうか。 就学前には学校教育はあり得ず、準備段階と解するべきでしょう。 学校教育とは、あくまでも学校で行うものです。 就学前の準備は、幼稚園で行うものと、保育所で行うものとは特色に違いはあるにしても、ゴールに大きな差はないはずです。 特に保育所では0歳から5歳までの養護と教育を一体的に見通しを持って保育をしています。保育所においても小学校に入る前の準備は当然行うべきものであり、もしこれがないならば、行政として保育所にやらせる指導をしていただきたい。 あえて保護者に不安と迷いを与える記述は避けていただきたい。 どの子ども立派に成長して欲しいとの願いは共有していただいていると思います。よろしくお願いいたします。</p>	<p>学校教育法によると、幼稚園も「学校」とされているところですが、ご指摘を踏まえ、次のとおりとします。 68ページについて、「②2号認定(学校教育希望)」を「②2号認定(幼稚園の利用希望)」に、72ページについて、2号認定の「共働き等で学校教育の希望が強い家庭」を「共働き家庭等で幼稚園の利用を希望する家庭」に、2号認定・3号認定の「共働き家庭等」を「共働き家庭等で保育所の利用を希望する家庭」に、73ページについて「教育ニーズがある認定区分」を「幼稚園の利用希望がある認定区分」に、73ページから78ページの「1号認定(学校教育の希望強)」を「1号認定」に、「2号認定(学校教育の希望強)」を「2号認定(保育の必要性があるが幼稚園の利用を希望する家庭)」に変更します。</p>
62	72	<p>【支給認定ごとの対象年齢・家庭類型、利用該当施設・事業等】 家庭類型に「共働き等で学校教育の希望が強い家庭」という表記がありますが、親は誰もが教育の希望を持っているのに、保育所の方は、学校教育の希望がないかのような表記になっているので変えてほしい。</p>	
63	-	公立の保育園をつくってください。	<p>待機児童については、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する地域型保育事業の実施をはじめ、市立幼稚園の認定こども園化や、私立保育園の建て替えによる定員増などの既存の認可施設の活用、また、新たな認定こども園の整備などにより、その解消に努めます。 また、子ども・子育て支援事業計画と調和のとれた「(仮称)茨木市待機児童解消整備計画」を策定し、積極的かつ計画的に待機児童の解消に努めます。 なお、公立保育所の新設、増改築による定員の増は考えていません。</p>
64	-	茨木での待機児童は本当に多くいます。知り合いの方も入れずとも困っています。安心して働けるよう公立保育所の増設をお願いします。	
65	-	待機児童をなくすには、公立の保育所を増やすのが一番です。	
66	-	茨木市の西と北ブロックでは保育所が圧倒的に足りません。待機児が多いです。公立保育所を増やして下さい。	
67	-	少子化解消の為に公立保育所を増改築して定員増をおねがいします。	
68	-	子どもを安心して預けられる認可保育園を増やしてほしい。 年度の途中でも入所できるとありがたい。	
69	-	待機児童解消は保育所の新設で行ってください。	
70	-	既存施設での定員増では、子どもの命は守れないと思います。何かあってからでは遅いです。安全な保育をしていくためにも、認可保育園を増設し、待機児童を解消するようにしてください。	
71	-	保育園の定員を増やさず、新しい園をつくってください。 狭いところで、子ども達が安全に過ごせるとは思えません。	

提出された意見等及び市の考え方

72	-	基準がしっかりある、子どもたちが安全にのびのびと過ごせる保育施設を増やして下さい。
73	-	茨木市の待機児童の状態は、子育て中のお母さん方から聞こえてくる声として、特に0歳から3歳児の入園が難しく、待機児童の数は年々増え、子どもを安心して生むことも躊躇する状況があります。その対策としては、今ある施設の定員増や小規模保育施設の開設に頼るだけでなく、根本的に、認可保育園施設の整備で解消できるようなことを中心とした計画を立ててください。
74	-	各地域の保育施設の増設計画は、新設については「認定こども園」を限定した形で計画が立てられていますが、「保育園」も視野に入れた計画でないことの原因がわかりません。国が進める新しい制度の中で、「認定こども園」への移行や、その内容については、まだこれから始まるところで、どのような状況になるのか、運営者も利用者も現時点では、不安を抱えた状況があると思います。「保育園」「認定こども園」両方を視野に入れた新設計画を立ててください。
75	-	認可園を増やしてください。
76	-	認可保育所・園を増設することで待機児童数を減らすことにつながります。小規模保育施設に頼らない対策をしてください。
77	-	認可保育所、園の増設、整備をもっと増やしてください。
78	-	安心して子どもを産み、仕事が続けられるように、認可で安全な保育所をつくって、待機しなくていいようにしてください。
79	-	新年度においても1,600人が申し込みしているにもかかわらず、1次選考で1,000人しか入所が決まらず、後の600人は2次選考ということになっています。600人のうち2次選考にも入れない人がたくさんいる現状をどう考えているのでしょうか。ぜひ公立として責任をもってほしいです。
80	-	0～5歳児が入れる保育園を作って待機児童を解消してください。
81	-	保育園待機はなかなか改善されませんが、「必ず保育園に入れる」「子どもを持って働ける」という確証がなければ「産もう」という気持ちにはなれません。まずは保育園ありき、認可保育園を増やすのはやさしいことではないですが、親は信頼のおける安心して任せられる認可保育園を望んでいます。
82	-	待機児童解消を最優先に取り組むためにも、児童福祉法第56条の4の2及び3により市町村整備計画をたて、保育所の新設・増設を行ってください。
83	-	待機児童の解消を、市の整備計画を立てて責任を持って行ってください。
84	-	待機児童の解消は、認可施設の増設で行ってください。
85	-	待機児童解消は地域型保育事業でなく認可施設で行ってください。
86	-	安心して茨木で子育てでき、働き続けられるよう、公的責任で認可保育所を増やしてください。

待機児童については、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する地域型保育事業の実施をはじめ、市立幼稚園の認定こども園化や、私立保育園の建て替えによる定員増などの既存の認可施設の活用、また、新たな認定こども園の整備などにより、その解消に努めます。
なお、子ども・子育て支援事業計画と調和のとれた「(仮称)茨木市待機児童解消整備計画」を策定し、積極的かつ計画的に待機児童の解消に努めます。

提出された意見等及び市の考え方

87	-	何年も待機児が解消されていないのに、定員増と小規模保育施設の増設では、解決されていきません。根本的な解決をしてください。	
88	-	育休期間が延長されたのはいいが、1年、1年半ととっても保育園に入園できなければ意味がないです。待機児童解消がんばってください。	
89	-	茨木市は待機児童数が他市に比べ深刻です。0～5歳までの乳幼児期に安心して預けられるように、待機児童対策は、既存施設での定員増や小規模保育施設に頼るのではなく、認可保育園・園の整備で満たすことを原則とした計画を立て、待機児童をなくしてください。	
90	-	待機児童をなくす努力をしてください。	これまでも待機児童の解消については、公・私立保育所が協調・連携し、定員の弾力化に取り組むなど、解消施策を実施してきました。今後も公・私連携するとともに、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する地域型保育事業の活用や、市立の幼稚園の認定こども園化、私立保育園の建て替えによる定員増など既存の認可施設の活用や、新規認定こども園の整備等を含めて検討します。
91	-	茨木市の待機児童を解消するためにも、茨木市すべての老朽化した保育園の建て替えを進め、総合的子育て支援センターとなるように整備を進めてください。設定こども園だけでなく、保育園とともに整備してください。	待機児童については、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する地域型保育事業の実施をはじめ、市立幼稚園の認定こども園化や、私立保育園の建て替えによる定員増などの既存の認可施設の活用、また、新たな認定こども園の整備などにより、その解消に努めます。 なお、子ども・子育て支援事業計画と調和のとれた「(仮称)茨木市待機児童解消整備計画」を策定し、積極的かつ計画的に待機児童の解消に努めます。 保育所等については、これまでも、子育て世帯への支援機能が求められていますので、公・私ともに機能の強化に努めます。なお、新たに子育て支援総合センターを整備する予定はありません。
92	-	0歳から5歳児への必要な施設について 待機児童解消は、認定こども園でなく認可保育所を含む保育施設の建設を計画としてください。地域型保育施設の拡充を市の方針、計画にすることは茨木市自身が子どもの発達に関してレベルを下げるということになります。これが「子どもの最善の利益」でしょうか。「平成30年度に認定こども園の新設を検討します。」とありますが、なぜ、認定こども園なのでしょう。認可保育所を含む保育施設の建設を計画してください。	地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する、地域型保育事業等については、保育所保育指針に基づいた運営が求められますので、一定の保育水準が保たれるものと考えています。 認定こども園については、新制度において、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みの一つとして位置づけられており、保護者の就労状況にかかわらず、子どもたちが幼児期の学校教育、保育を一体的に享受できるというメリットもあります。 したがって、待機児童については、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する地域型保育事業の実施をはじめ、市立幼稚園の認定こども園化や、私立保育園の建て替えによる定員増などの既存の認可施設の活用、また、新たな認定こども園の整備などにより、その解消に努めます。 なお、子ども・子育て支援事業計画と調和のとれた「(仮称)茨木市待機児童解消整備計画」を策定し、積極的かつ計画的に待機児童の解消に努めます。
93	-	0～5才の入れる保育所をつくってください。 子どもの安全を守ってください。子どもの安全を守れる保育体制にしてください。	待機児童については、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する地域型保育事業の実施をはじめ、市立幼稚園の認定こども園化や、私立保育園の建て替えによる定員増などの既存の認可施設の活用、また、新たな認定こども園の整備などにより、その解消に努めます。 また、子ども・子育て支援事業計画と調和のとれた「(仮称)茨木市待機児童解消整備計画」を策定し、積極的かつ計画的に待機児童の解消に努めます。 なお、新制度における施設や事業については、認可が必要となり、本市の条例においても、各施設や事業の取扱方針を定めていますので、一定の保育水準が保たれているものと考えています。
94	-	待機児童をなくすために、保育の基準を下げて民営化をすすめるのはやめてください。	公立保育所の民営化が、直接、待機児童の解消につながるものではありません。 また、民営化の有無に関わらず、保育の基準はすべての保育所で守ることが義務付けられています。

提出された意見等及び市の考え方

95	-	待機児童が全く解消されない現状では、来年度民営化予定の玉島保育所の民営化は凍結するべきです。	待機児童の解消については、早期解消に向けて取り組んでおり、民営化とは、直接関係はありませんので、凍結する考えはありません。
96	-	安全な保育を行い、子どものいのちを守るためにも、小規模保育事業は、A型(保育士は100%有資格者)のみでの計画にしてください。	小規模保育事業の実施にあたっては、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして、家庭的保育事業等が位置づけられていることから、事業類型を限定する考えはありません。
97	-	小規模保育でもA型(保育士は100%有資格者)に限定した計画にしてください。	
98	-	小規模保育施設は、すべてA型、保育士資格のある人のみで保育ができるようにしてください。	保育需要に対応した、確保方策については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的に実施していきます。
99	-	保育需要と確保の内容では、茨木市の西ブロックと北ブロックで圧倒的に足りていません。ブロック間格差が生じないように整備目標を引き上げてください。	
100	-	企業を参入させやすくするのはやめて下さい。	企業の参入については、国からの通知があり、保育の需要が供給を上回る状態で、企業より申請があった場合、市は認可しなければならないとなっています。また、これまでからも、企業や個人の参入が法令上認められています。
101	-	公立保育所・幼稚園はなくさないでください。	存続する5か所の公立保育所については、地域の子育ての中心的役割を担う保育所として位置づけています。公立幼稚園については、認定こども園化を検討していますが、現時点では全ての園を対象とはしていません。
102	-	公立保育所は、認定こども園にならないように進めてください。	公立保育所については、現在のところ、民営化対象外の5か所は保育所として存続する予定です。
103	-	公立の保育所、幼稚園をなくさないでください。「こども園」への移行を強制しないで下さい。	存続する5か所の公立保育所については、地域の子育ての中心的役割を担う保育所として位置づけています。公立幼稚園については、認定こども園化を検討していますが、現時点では全ての園を対象とはしていません。また、認定こども園については、新制度において、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みの一つとして位置づけられており、公立も含め、事業者が判断するものですので、移行を強制するものではありません。
104	-	公立保育所をなくさないで。	存続する5か所の公立保育所については、地域の子育ての中心的役割を担う保育所として位置づけています。

提出された意見等及び市の考え方

◇第5章 子ども・子育て支援事業の推進／第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
105	113	<10 病児・病後児保育事業> 病児保育をしてもらえる病院をもっと増やして下さい。	病児保育の保育ニーズを踏まえ、施設の整備に努めます。
106	114	<11 放課後児童健全育成事業(学童保育)> 対象者が全学年(1～6年生)となる計画を明確にしてください。	学童保育室の分割整備を優先し、6年生までの受入については、分割整備後に検討します。
107	114	高学年もみてほしい。	
108	114	対象者が全学年となる計画も明確にしてください。	

提出された意見等及び市の考え方

◇第5章 子ども・子育て支援事業の推進／第6節 「放課後子ども総合プラン」の推進

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
109	120	放課後子ども教室と学童保育の一体化はやめてください。	学童保育と放課後子ども教室は、それぞれが特色を活かした運営を行っていることから、一体化ではなく、引き続き、連携に努めます。また、家庭に代わる生活の場としての安心・安全な学童保育の機能が損なわれることのないように配慮します。
110	120	放課後子ども教室との一体化はやめて下さい。それぞれが充実できるよう予算をとって下さい。	
111	120	放課後子ども教室との併室はやめてください。	
112	120	放課後教室、学童は別々の体制でお願いします。	
113	120	放課後子ども教室のお手伝いもさせて頂いているのですが、多くの人数の子供達の安全面については慣れていないので自信が持てません。放課後子ども教室と一緒にするのはムリだと思います。	
114	120	「放課後子ども総合プラン」による一体化ではなく、学童保育と放課後子ども教室、それぞれが固有の事業として目的・役割を果たせるようにして下さい。	
115	120	学童と放課後子ども教室との一体化をやめてください。(安全管理に不安があります。)	
116	120	学童保育と放課後子ども教室とは目的や役割がちがう事業です。一体化ではなく、それぞれの目的・役割を果たせるようにして下さい。	
117	120	放課後子どもプランと学童保育は全く性質のちがうものです。一つ一つの事業を大切に発展させてください。	
118	120	十分論議されていないのに一体化するのは絶対やめて下さい。	
119	120	学童保育と放課後子ども教室は一体型ではなく、これまでのようにそれぞれ充実させるようにして下さい。また、子ども・子育て支援審議会でも学童保育と放課後子ども教室との一体型に関して、十分に(全く)議論されていません。おし進めるのは反対です。	
120	120	放課後子ども教室では、学童保育に通う子どもたちの必要とする細やかな配慮や対応が十分に出来ません。「生活を共にする放課後のおうち」が学童保育です。待機児童解消を、放課後子ども教室との一体化ですのではなく、学童保育室の複数教室で解消して下さい。	
121	120	学童保育と放課後子ども教室とは、全く目的・性質のちがうものです。働く保護者を支援する意味でも、学童保育は減らさないようお願いします。	
122	120	放課後子ども教室との一体化は絶対にしないでください。子どもの生活を大切にできるプランになるよう塾考して下さい。	
123	120	学童保育と子ども教室は目的が違います。一緒にやっていくことができません。	

提出された意見等及び市の考え方

124	120	学童保育は必要としている人が年々増えている。放課後子ども教室とは、まったく性格がちがう。一体化は反対です。
125	120	学童保育と放課後子ども教室に関しては、それぞれ役割が違うと思います。「放課後子ども教室」では出欠を確認したりということもないので、子どもが放課後どうしているか働いている親は常に心配です。

提出された意見等及び市の考え方

◇その他

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
126	—	小さい時期だけじゃなく子ども達が小・中・高…と大きくなって育てていきやすい手厚い保障をしてください。	茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)に基づき、限られた財源の中で、妊娠・出産期から青年期までの切れ目のない子育て支援施策を計画的に進めていきます。
127	—	幼稚園・保育所・小学校に、子ども専用の心理士を1人配属し、例えば1週間のうちの週1か週2訪問してもらって「子ども保健室の日」にして、普段から相談したい子や、外部からの情報や幼・保・小の先生からの「虐待予備軍疑い」のある子のおうちでの生活の事や、心のフォローなどをしてほしい。	これまでも市立幼稚園、認可保育所を心理判定員が巡回しています。今後も、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。 なお、小中学校については、スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者に心理面での支援を行っています。
128	—	子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設(園、学校、子ども関連施設等)外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。	保・幼・小の施設では敷地内全面禁煙を実施しています。また、「保健だより」などを通じて保護者に周知徹底するとともに地域の催し等でも周知に努めています。
129	—	通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちや妊産婦を守る抜本的施策が不可欠です。受動喫煙防止法や条例の制定に向けた取り組み、及び飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務付けも必要で有効かと思えます。 (1)「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけ子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」 (2)「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者を立ち入らせないでください。」 (3)出入り口などに「子ども・未成年・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」	「火の不始末による火災の恐れ」、「副流煙による健康への影響」、「吸いがらのポイ捨てによるごみの散乱」などの問題が指摘されている路上喫煙の防止に努めるため、平成21年4月に路上喫煙の防止に関する条例を施行、JR茨木駅や阪急茨木市駅など特に路上喫煙の多い区域を路上喫煙禁止地区に指定し、禁止地区及びその周辺においてマナー推進員(委託)、職員による巡回指導の実施をはじめ、パッカー車によるアナウンス、路面標示やポスターの掲示、そして環境フェア等のイベントを通じてパネル展示や啓発グッズの配布等の啓発を行っています。 また、毎年、定点において喫煙の実態把握と今後の対策等に活用するため、路上喫煙実態調査を行うなど、路上喫煙禁止に向けて取り組んでいます。一方、飲食店等施設向けに、大阪府が「受動喫煙の防止に関するガイドライン」に関するリーフレットやステッカーを配布していますので、協力して周知に努めます。
130	—	同じ境遇の母親が集う場を作って欲しい。 高齢出産やワーキングマザーなど、「境遇」を同じくする者が集う機会があまり無かったように感じます。 プライバシーの問題もあるかと思いますが、境遇が同じ一悩みも同じであることも多く、欲しい情報も共通しています。信頼できる公の場で集えるような機会があれば良いな、と日々感じていました。	ご意見にある「境遇」でも様々な境遇がありますので、どのような境遇の方のニーズが高いのか、また、行政が担うべき役割等を今後研究します。
131	—	児童福祉法24条第1項の保育実施責任を果たすとともに、責任を持って、保育・子育て支援を行ってください。	子ども・子育て支援事業計画を包含する「次世代育成支援行動計画」に基づき、適切な対応に努めます。
132	—	0歳から5歳児への必要な施設について 認可保育所は、擁護と保育を一体的に行っています。就学前教育は保育所・園で行っていることを計画の中で記述し、認可保育所・園を差別しないでもらいたい。現在も就学前に必要な教育は行っている。保育園の子どもが就学前に劣っている印象をうえつけないでほしい。	認可保育所は保育所保育指針に基づき、養護と教育を一体的に提供しています。就学前教育として認可保育所が劣っているような印象を与えるものではないと考えています。
133	—	子供を預ける施設の基準をこれ以上低くしないでほしい。 (幼稚園を保育所の基準に合わせるなど)	幼稚園と保育所は就学前教育・保育として、共通する部分が整理されていますので、施設の基準を下げるものではありません。
134	—	子ども達が安心安全に過ごせるような保育園になるよう、施設基準の緩和には反対です。	保育所等、認可施設については、国の基準を満たしており、保育所の基準を緩和する考えはありません。

提出された意見等及び市の考え方

135	-	すべての保育施設の保育の質を上げて、施設による格差をなくしてください。	新制度における施設や事業については、認可が必要となり、本市の条例についても、各施設や事業の取扱方針を定めますので、一定の保育水準が保たれているものと考えています。
136	-	公営、民営を問わず、保育の質をよくし、施設による格差をなくして下さい。	
137	-	子供の成長は環境に大きく左右されます。保育の質を下げるのはやめて下さい。	保育の実施にあたっては、保育所保育指針に基づき、提供することになりますので、全ての保育所において、一定、保育の質は担保されているものと考えています。
138	-	今後の経済発展のために、女性の社会進出は必須だと思います。安心して子どもを預けられる施設の増加と、質の向上がとても大切だと思うのが親の希望です。	保育ニーズを踏まえ、施設の整備、質の向上に努めます。
139	-	量より質を重視した保育をお願いします！子育てしやすい社会を！	
140	-	事故があってからでは遅いので、有資格者で保育してください。	職員の基準について、保育所だけでなく、地域型保育事業等についても、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めています。
141	-	安全な保育、一人ひとりが守られる(発達)保育の保障、少なくとも保育士100%有資格者でどの園もが保障されるようにしてください。	
142	-	どの保護者・子どもも安心して保育を受けられるように、保育者の人数や保育のスペースを確保してください。	認可施設について、保育士数は、1歳児の保育に必要な保育士数の基準を児童6人につき1人から、5人につき1人とするなど、国の基準以上としており、また設備の基準は国の基準を満たしています。今後も質の確保に努めます。
143	-	小規模保育施設に預けた場合の3歳からの保育園の保障、確保をお願いします。とりえず預けることができたとしても、その後どんな園に入れるのか、関係性を一から作り直さないといけない親は不安です。ポイント加算というあいまいなことだけでなく、せめて次に通う園がわかるようにしてほしいです。(本質的には0～5歳の園を増やしてほしい)	3歳からの受け皿として、市立幼稚園の認定こども園化や私立保育園の定員増を図り、更なる確保に努めます。 3歳児からの園について、円滑な引継が行われるよう、情報提供に努めるとともに、今後の動向を見ながら検討します。
144	-	保育教師の勤務環境の改善にも力をそそいでください。	これまでも保育士の処遇改善に努めていますが、今後は保育教諭の処遇改善にも対応していきます。
145	-	親の通勤時間も考慮に入れた上で保育時間の設定をしてほしい。	保育時間の設定については、各園において適切に対応するものと考えています。なお、保育時間の認定については、通勤時間等も考慮し、登降園が可能な時間帯にしています。
146	-	実家の遠い家庭が保育所入所を希望する際、その点もポイント加算してほしい。現状、祖父母が近くにいる、いないがあまり考慮されていないため。	「保育所等利用調整指数表」については、市民からのご意見に基づき、毎年度見直しをしています。なお、いただいた意見については、今後の検討課題とさせていただきます。
147	-	保育に関する規定など明確にしてください。	保育に関する規定については、法令・条例等に定められています。
148	-	0歳から5歳まで見通しを持った保育が受けられるようにしてください。(子どもたちは今を生活しているのです)	児童福祉法24条及び子ども・子育て支援法第3条の規定に基づき、適切に対応します。
149	-	こどもにとって大切なことは何か、大人の都合の制度ではなく、こどもを第一に考えた制度をつくってください。	子ども・子育て支援新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものです。 本市では、国が示す基準及び現在の保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えています。
150	-	みんなが安心して預けることができ、どの子どもも平等な保育を受けられるようにしてほしい。	
151	-	子どもたちの為に良い保育、良い生活環境を望みます。未来を背負うのは今の子ども達です。	それぞれの施設や事業類型に応じた基準がありますので、法令等を遵守し、適切に運用していきます。

提出された意見等及び市の考え方

152	－	安全な保育をあたりまえのことにしてほしい。子どものいのちを預けているのだから。	職員の基準について、保育所だけでなく、地域型保育事業等についても、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めています。
153	－	子どもたちが安心安全にすごせる保育園であるよう願っています。	
154	－	0～6歳まで安心して1日中過ごせる保育の環境としてほしいです。 親の就労時間によって、子供も時間でしぼられることのないようにしてほしいです。	それぞれの施設や事業類型に応じた基準がありますので、法令等を遵守し、適切に運用していきます。 また、子ども・子育て支援法については、保護者の就労等の理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもに保育を提供するものですので、保育時間は家庭で保育を受けることができない時間が該当することになります。
155	－	保育料の引き下げや入所手続きの簡素化など、子育てしながら働く保護者の負担を軽減してください。	利用者負担額(保育料)については、国の基準の75%となるよう、条例で規定しているところですので、更なる引き下げは行いません。 入所手続きについても、入所審査を公正かつ厳正に行う必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
156	－	新制度の移行で、保護者に負担増や、分かりにくさ、利用上の不便がないようにしてください。	平成27年度の保育料については、国の基準の75%に軽減しています。 なお、新制度について、保護者負担等は各園で事前に重要事項説明書で説明することになっています。
157	－	保育料の値上げ計画(国基準の75%→80%)は中止し、保護者負担を軽減してください。	平成27年度の保育料については、国の基準の75%に軽減しています。 今後については、利用と負担の公平性の観点を踏まえ、適切に対応していきます。
158	－	保育料の値上げ計画は中止してください。	
159	－	保育料をあげないでください。	
160	－	保育料の軽減をお願いします。	
161	－	保育料を値下げして家庭負担を減らしてください。	

提出された意見等及び市の考え方

◇計画に関する感想等

番号	感想等の概要
162	子どもは茨木の未来です。どの子ども豊かに育つことで、豊かな市に発展します。
163	指導員が安心して働き続けられる待遇や配置の改善を進めてください。
164	子どもを育てやすい環境を考えることが大切ではないでしょうか。
165	もっともっと子どもを大事にしてください。国の宝ですよ！
166	茨木市内では、子育て支援拠点を国が基準とする「中学校区に1か所」の基準に限りなく近く設置されており、大阪府内でもいち早く素晴らしい取り組みをされています。感謝申し上げます。
167	将来の茨木の為に子どもを良い環境で保育・子育てすることにお金をおしまないで。
168	子どもにとって環境はとても大切です。安全でよりよい環境で保育をしたいと思います。
169	市民の意見をきちんと聞いてほしいです！
170	公的に丁寧な保育を保障すべく茨木市の対応に期待しています。
171	人数のわりに保育園がせまい(運動場、ホール)
172	「子育てしやすい街づくり」にはほど遠い現実と計画だと感じます。子育て世代が安心して生み育て、働き続けられる街づくりをしてください。
173	子ども達に関わることの質を下げないでください。
174	子ども達の最善の利益を茨木市として責任を持ってください。
175	保育を受ける子ども達が安心して穏やかに過ごせる環境と保育者が安心して働ける環境が子ども達の将来に良い影響を与えたいと思います。